

事故の型分類表

| 分類 | 説明 |
|-------------|---|
| 墜落、転落 | 人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。車両系機械などとともに転落した場合を含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。 |
| 転倒 | 人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまずきまたはすべりにより倒れた場合をいう。車両系機械などとともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合には感電に分類する。 |
| 激突 | 墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等の人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械などとともに激突した場合を含む。交通事故は除く。 |
| 飛来、落下 | 飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。研削といしの破片、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とす場合を含む。容器等の破裂によるものは破裂に分類する。 |
| 崩壊、倒壊 | 堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ちまたは倒壊して人にあたった場合をいう。立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。 |
| 激突され | 飛来落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合を含む。交通事故は除く。 |
| はさまれ、巻き込まれ | 物にはさまれる状態および巻き込まれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。プレス機の金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。ひかれる場合を含む。交通事故は除く。 |
| 切れ、こすれ | こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。 |
| 踏み抜き | くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。 |
| おぼれ | 水中に墜落しておぼれた場合を含む。 |
| 高温・低温の物との接触 | 高温または低温の物との接触をいう。高温または低温の環境下にばく露された場合を含む。 高温の場合：火災、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 低温の場合：冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。 |
| 有害物等との接触 | 放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。 |
| 感電 | 帯電体にふれ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 起因物との関係：金属製カバ、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。 |
| 爆発 | 圧力の急激な発生または開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 起因物との関係：容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器装置等に分類する。容器、装置等から内容物が取り出されまたは漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。 |
| 破裂 | 容器、または装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。圧かきを含む。研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来落下に分類する。 起因物との関係：起因物としてはボイラー、压力容器、ポンプ、化学設備等がある。 |
| 火災 | 起因物との関係：危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。 |
| 交通事故（道路） | 交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。 |
| 交通事故（その他） | 交通事故のうち、船舶、航空機および公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。公共輸送用の列車、電車等を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。 |
| 動作の反動、無理な動作 | 上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじく、ぎっくり腰およびこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物をもちすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒に分類する。 |
| その他 | 上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。 |
| 分類不能 | 分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。 |

起 因 物 分 類 表

| 分 類 | 説 明 | |
|------|----------|---|
| 動力機械 | 原動機 | 蒸気機関、内燃機関、水車等 |
| | 動力伝導機構 | 回転軸、ベルト、チェーン、歯車、クラッチ、変速機等 |
| | 木材加工用機械 | 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、チェーンソー、ベニヤ製造機械等 |
| | 建設機械等 | 整地・運搬・積み込み用機械（ブルドーザー、トラクター・ショベル等）、掘削用機械（パワー・ショベル、クラムシェル等）、基礎工用機械（くい打ち機、くい抜き機等）、締固め用機械（ロードローラー等）、解体用機械（ブレイカー等）、高所作業車、コンクリート打設用機械、道路維持除雪機械等 |
| | 金属加工用機械 | 旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、パフ盤、プレス機械、鍛圧ハンマ、紙のさい断機等 |
| | 一般動力機械 | 遠心機械（遠心分離器等）、混合機（かき混ぜ機等）、粉碎機、ロール機、射出成形機、食品加工用機械、印刷用機械、産業用ロボット、農業用機械、ファン等 |
| 運搬機械 | 動力クレーン等 | クレーン、移動式クレーン、エレベーター、リフト、揚貨装置、ゴンドラ、機械集材装置、ホイスト、ウインチ等 |
| | 動力運搬機 | トラック、フォークリフト、軌道装置、コンベア、不整地運搬車等 |
| | 乗物 | 乗用車、バス、鉄道車両、航空機、船舶等 |
| 装置等 | 圧力容器 | ボイラー、圧力容器（加熱器、反応器等）、酸素ボンベ等 事故の型との関係：ボイラー点火時の逆火及び煙道ガス爆発の起因物はここに分類する。 |
| | 化学設備 | 圧力容器に該当しない反応器、貯蔵タンク等 |
| | 溶接装置 | ガス溶接装置、アーク溶接装置等 |
| | 炉窯等 | 高炉、電熱炉、乾燥室、原子炉等 |
| | 電気設備 | 送配電線、電力設備（変圧器、コンデンサー等）、照明設備等 |
| | 人力機械工具等 | チェーンブロック、手巻きウインチ、ねこ車、自転車、ハンマ、スパナ等 |
| | 用具 | はしご、脚立、玉掛用具、万力等 |
| | その他の装置 | その他の装置、設備（冷凍設備等） |
| 仮設物等 | 仮設物等 | 足場、階段、開口部、屋根、はり、作業床、通路、建築物、構築物等 |
| 材料 | 危険物、有害物等 | 爆発性の物、引火性の物、可燃性のガス、有害物、放射線等 |
| | 材料 | ねじ、釘、木材、竹材、石、砂、砂利等 |
| 荷 | 荷 | 荷姿のもの、コンテナ、ドラム缶等 |
| 環境 | 環境等 | 地山、岩石、立木、川、騒音環境、高温・低温環境等 |
| その他 | その他の起因物 | その他の起因物 |
| | 起因物なし | 起因物なし |

起因物：災害をもたらすもととなった機械、装置もしくはその他の物または環境

